

# 役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 桜福社会

## 社会福祉法人桜福社会 役員等報酬及び費用弁償規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜福社会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (報 酬)

第2条 役員等が理事会に出席したとき、評議員等が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員等が評議員選任・解任委員会に出席したとき、監事が事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

2 理事会または評議員会の議案について、理事または評議員が書面又は電磁的記録により、同意の意思を示して決議があったものとみなされた場合には、別表1に示す額の3分の2の報酬を支給する。

3 第1項に定める業務以外の日において、法人業務及び事業運営のため業務にあたった場合には、別表2により報酬を支給する。

4 理事長の報酬は、理事長就任の日から退任の日まで支給し、支払方法については職員の例による。

5 業務内容により理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

### (費用弁償)

第3条 法人の業務の為の移動費用は、別表3に定める額の費用を弁償する。

### (報酬等の支給日)

第4条 役員等の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

### (改 定)

第6条 この規程の改定については、評議員会の議決を要する。

- 附 則 この規程は、平成22年4月24日より施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月28日より改定する。
- 3 この規程は、平成23年11月30日より改定する。
- 4 この規程は、平成26年5月28日より改定する。
- 5 この規程は、平成27年3月24日より改定する。
- 6 この規程は、平成28年3月16日より改定する。
- 7 この規程は、平成28年5月23日より改定する。
- 8 この規程は、平成28年12月27日より改定する。
- 9 この規程は、平成29年6月8日より改定する。
- 10 この規程は、令和2年6月15日より改定する。
- 11 この規程は、令和3年6月15日より改定する。

別表1（第2条第1項及び第2項 関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	日額 15,000円
監事監査指導報酬	日額 15,000円
評議員会出席報酬	日額 15,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 15,000円

別表2（第2条第3項 関係）

名 称	報 酬
理事長業務報酬	時給 1,800円
理事・監事業務報酬	日額 15,000円
評議員業務報酬	日額 15,000円
評議員選任・解任委員業務報酬	日額 15,000円
第三者委員業務報酬	日額 15,000円

別表3（第3条関係）

名 称	報 酬
県内在住役員、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員費用弁償	日額 5,000円
県外在住役員、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員費用弁償	日額 15,000円

（注）交通費が費用弁償の額を超える場合は、本人の選択により費用弁償額または実費交通費のいずれかを支払う。